



【人材育成ビジョン策定の目的】建学の精神・教育理念を実現し、選ばれ続ける学園になるために  
 【目的達成の手段】組織的・体系的なSD活動方針を通じて行う『人材育成』

## 建学の精神 “偉大なる平凡人たれ”

「偉大なる平凡人たれ」とは、「名誉や地位の高い人間になるなどの功利主義的、出世主義的な考えではなく、人間社会に貢献することを生き甲斐とし、それに喜びを感じられること、それが最も偉大な人間だ」と考えられることです。  
 本学は建学以来、教育・研究の諸活動を通じ、そのような精神を養ってきています。

### 《Vision100》

“10年後もその先も社会から選ばれ続ける学園であるために”

### 《行動指針》

“教育の推進” “人権の尊重”  
 “コンプライアンスの徹底” “社会貢献の推進”  
 “改革の推進”

### 《求める事務職員像》

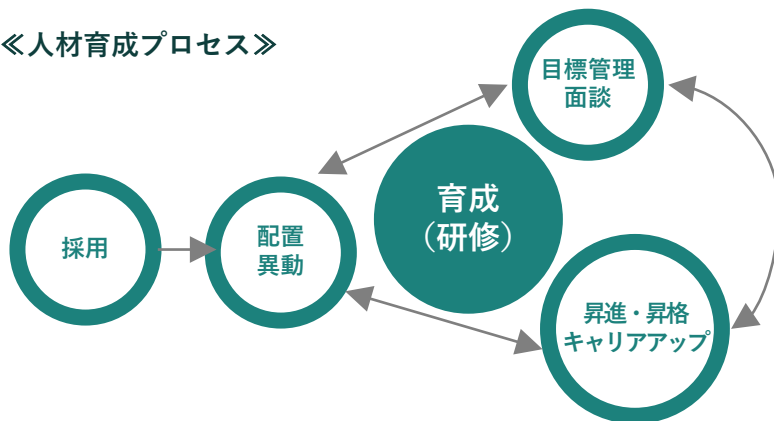
- ①如何なる組織・立場にあっても「学生・生徒のために」を第一義に考える人材
- ②高い倫理観と社会的良識に基づき、互いに協力・協働して誠実にその職責を遂行する人材
- ③本学を取り巻く厳しい状況や環境変化を理解し、自ら率先して主体的に業務に取り組む人材
- ④能力の向上、業務の効率化に努め、チャレンジする姿勢を持ち続ける人材
- ⑤能力伸長が自身の責務であることを理解し、自ら学び・高め合うことのできる人材

“目的達成の手段”

### 《人材育成基本方針》

- ①長期ビジョンに基づく体系的SDプログラムを策定し、学園の将来を担う人材を育成します
- ②職員一人ひとりが向上心を持ち、職場のメンバーを尊重し、自己の能力を最大限に発揮できるようにします
- ③自ら伸びようとする意欲を尊重し、学園として最大限の支援を行います

### 《人材育成プロセス》



### 《育成体系》

OJT	日々の業務を通して能力を高める
Off-JT	様々な研修によって能力を高める
自己啓発	能動的な能力開発によって能力を高める

- ・ 職員への期待が高度化
- ・ 一人ひとりの自己実現を支援
- ・ 能力開発＝学園の発展に繋がる



【定義・目的】 本学におけるSD活動は、「大学設置基準第十一条第1項」、「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード」、「大学運営に関する方針」に基づき、大学教職員の業務上必要となる様々な知識等の習得、向上につながる研修等のことをいう

## 建学の精神 “偉大なる平凡人たれ”

「偉大なる平凡人たれ」とは、「名誉や地位の高い人間になるなどの功利主義的、出世主義的な考えではなく、人間社会に貢献することを生き甲斐とし、それに喜びを感じられること、それが最も偉大な人間だ」と考えられることです。  
本学は建学以来、教育・研究の諸活動を通じ、そのような精神を養ってきています。

### 《Vision100》

“10年後もその先も社会から選ばれ続ける学園であるために”

### 《行動指針》

“教育の推進” “人権の尊重” “コンプライアンスの徹底”  
“社会貢献の推進” “改革の推進”

### 《求める教員像》

#### <教育領域>

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを理解し、熱意を持って本学学生に対する適切な教育の実践を行うことができる者。また、自身の教育内容や教育方法等について、常に改善や開発を行う姿勢を持つ者。

#### <研究領域>

自身の研究分野・研究領域において、熱意を持って取り組み、その専門性をさらに深化させ続ける姿勢を持つ者。また、本学の研究倫理に関する規程を遵守できる高い研究倫理・コンプライアンス意識を持つ者。

#### <学務領域>

教育研究活動だけでなく、各種委員会等における活動や、学部学科・研究科専攻における自身の役職・役割に自覚を持ち、他の教職員と協力して大学運営に参画することができる者。

#### <社会貢献（連携）領域>

自身の教育研究成果を地域および社会に還元し、地域社会の活性化・発展に寄与することができる者。

### 《求める事務職員像》

- ①如何なる組織・立場にあっても「学生・生徒のために」を第一義に考える人材
- ②高い倫理観と社会的良識に基づき、互いに協力・協働して誠実にその職責を遂行する人材
- ③本学を取り巻く厳しい状況や環境変化を理解し、自ら率先して主体的に業務に取り組む人材
- ④能力の向上、業務の効率化に努め、チャレンジする姿勢を持ち続ける人材
- ⑤能力伸長が自身の責務であることを理解し、自ら学び・高め合うことのできる人材

“定義・目的達成の手段”



#### 【全学的なSD活動】

SD活動は主催部署が中心となって、毎年度定義・目的に沿って計画的に実施をしていく

- (1)内部質保証の理解促進に関する研修会
- (2)ハラスメントに関する研修会
- (3)法人と連携した研修会（人事部・人権啓発推進委員会）
- (4)その他に関する研修会

※教職課程に関する研修会、建学の精神に関する研修会、障がい者支援に関する研修会  
大学の経営状況に関する研修会、学生の厚生指導に関する研修会等

#### 《相互に連携》

